

広島地方裁判所委員会（第24回）議事概要

第1 開催日時

平成23年10月20日（木）午前10時

第2 開催場所

広島地方裁判所第2会議室

第3 出席者

[委員] 石井三恵，植屋伸一，木谷博郁，北村浩司，Cleary, William, Bernard, 坂本順彦，貞徳伸治，高野伸，立上良典，角田裕之介，内藤和美，藤原久美子，風呂橋誠，山口洋充（敬称略 五十音順）

[説明者] 寺田会計課長，岡本会計課課長補佐

[事務担当者] 小林事務局長，奥田総務課長，大橋総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者，▲事務担当者）

1 新任委員紹介

委員長から新任の石井委員，木谷委員，クリアー委員，貞徳委員，立上委員，角田委員，内藤委員，藤原委員，風呂橋委員，山口委員の紹介があった。

2 議事内容の公開方針等について

委員長から，本委員会での議事については，事前に報道機関から申出があれば，議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めており，また，議事内容については，広島地方裁判所のホームページ上に，委員長，委員，事務担当者等の別だけが明らかになるように編集の上，議事の概要を掲載している旨説明がされた。

3 傍聴者について

委員長から，本日の委員会について，広島弁護士会の地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会委員が傍聴する旨の報告があった。

4 議事

(1) 広島地方・簡易裁判所について

委員長から，広島地方・簡易裁判所の概要（新受事件数及び職員数等）の説明がされた。

(2) 裁判所の施設について

(議事の概要は別紙のとおり)

5 次回のテーマについて

追って決定する。

6 次回期日の調整

平成24年2月14日(火)午後3時

(別紙)

- 庁舎内を見学したが、細かい工夫がされていて、随分柔らかい雰囲気改善されたと思うが、入口で最初に接触するのが守衛というのは変わっていない。その点は、警備上の理由で変えることは難しいのか。
- ▲ 現在はそうでもないが、30年くらい前は裁判所も警備の必要性が高かった時期があったので、その当時から守衛は男性だけで対応している。もう少しソフトな雰囲気にはどうかなど、いろいろな意見をいただいているので、今後考えさせていただきたい。
- 検察庁の古い建物には正面玄関に守衛だけいたが、建物が新しくなってからは、まず女性を含めた受付があって、旧来の守衛はその奥に移っている。
- 例えば、外に立つときは制帽制服で、受付にいるときには帽子を取るということも考えられる。守衛という役職を変える必要があるかどうかは別にしても、受付という機能を考えたときに、制服制帽で受付に座ることについては、検討してもいいのではないかと思う。
- 東京地方裁判所は、空港と同じように入口にメロディーチェッカーを置いて警備をしているのに対し、広島地方裁判所の場合はそのような警備はされておらず少し気になった。仮に、暴力団が関係する裁判がある日などは、特別に警備態勢を執ることがあるのか。
- ▲ 入ってもらいやすい裁判所という概念がある一方で、裁判というのは非常に注意しなければならないことがいろいろあって、その掌握というのは非常に難しくなっている。御存知のように外国の裁判所には、入るときに持ち物を渡さないと中に入れてもらえないようなところもあるが、日本でも一部の大規模な裁判所では、全部ゲートがあって、そこで場合によっては身分証明証を示さないと入らせないような形になっている。多くの官庁が入っている合同庁舎などについても、おそらく入り口の警備は厳しいと思うが、まだ日本の裁判所は一般的にはそういう形をとらず、オープンな形をとっている。

ただ、広島地方裁判所本庁は、増築を重ねているため出入口がたくさん設けられていたが、出入口がたくさんあると警備上チェックがかかりにくいため、少し前に出入口を3箇所にした。

また、特別な事件があるときには、当然、特別な警備態勢を執ることになる。

普段は事務室で執務をしている職員が、このときだけは外へ立って警備をし、場合によっては、警察とすぐ連絡が取れるような態勢を執ることがある。

- 東京の裁判所では警備会社に委託しているが、ここの裁判所では警備会社への委託等はしていない。費用がかかることでもあるので、それぞれの裁判所の実情に合わせて、運営しているものと考えられる。

ただ、国民はだれでも訴えを提起でき、裁判所はだれでも入って来ることができないといけない面があるので、その辺との兼ね合いは図らないといけない。

- 庁舎内で見学をしている小学生の団体を見かけたが、学生などが裁判所に見学などで来ていただくということは結構あることなのか。
- ▲ 見学に限定はしていないが、お申込みをいただいたら、随時調整して可能な限り受け入れる態勢にしている。ただ、実際の裁判日程などの条件により、ある程度人数が多いときには、いくつかのグループに分けるなどの調整をさせていただくことがある。最近、学校の授業や親子の取組の一環として、裁判所見学に来られることがあるが、子供のころから裁判所を知ってもらうことは有意義であると思う。
- ▲ 本年7月、10月に1回ずつ、親子見学会ということで、保護者の方と小学生のお子さんとの、一緒に裁判所に来ていただく企画を実施した。今後も夏休みなど、小学生のお子さんが参加しやすい時期に、同様の企画をすることを考えている。
- 1階から3階まで拝見したが、すごく部屋が細分化されている。1階には守衛がいるが、2階、3階にはほとんど裁判所の職員がおらず、また、みなさんスーツを着ていてだれが裁判所の職員か分からないので、だれに聞けばいいのか分からない状態である。基本的には、弁護士の方と一緒に来庁するので、そんなに迷うことはないのかもしれないが、だれに聞いたらいいか分からないことや、1階まで戻って守衛に尋ねなければならないことについて、苦情や問い合わせなどはないのか。
- ▲ 実情としては、何箇所かコーナーがあって、来庁者の方にとっては、どちらに向いているのか、どこにいるのか分からなくなることもしばしばあるようで、案内板の前で立ちつくしておられる来庁者の方を見かけることがある。

職員には、できるだけそういう方がいらっしゃったら、「どこかお探しですか」など一声かけるように指導しており、こちらのほうから積極的に来庁者の方が迷子にならないように配慮しているが、やはりもともとは入りにくいということがあって、少し分かりにくいところはあるかと思われる。

- ▲ 通常職員が執務をしている事務室は、なるべく入口をガラスにしたり、ドアを開けたりしているが、確かにそこにすぐ入るとするのは、なかなか難しいと思われる。
- この話をすると、どうしようもなくなってしまうが、箱型の構造というのは、基本的に設計が間違っていると思う。私も裁判所で取材しているときに、メモをしていた法廷の番号が間違っていて、〇〇号法廷までたどり着くのに、本当にうろうろしたことがあって、この裁判所の最大の欠陥かなと思う。
- 案内板は色分けして表示しているが、色分けの意味はどのようなものか。
- ▲ この裁判所には、地方裁判所の民事・刑事、簡裁の民事・刑事があるので、なるべく色分けをしており、案内板と部屋の表示板の色は合わせるようにはしている。ただ、種類がすごく多いので、色分けが分かりやすいかというと、少し難しいところがある。

部屋は分かりやすい配置にするのが原則であるが、裁判所も、その時代によって、事件の重さが変わることがあり、例えば、刑事事件が増えれば当然刑事関係の部屋を増やさなければならなくなる。この建物が建てられた当時、裁判員制度は考えられていなかったが、その後、裁判員制度が導入されることになり、そのための部屋を作らなければならなくなった。このように時代とともに少しずつ事件数や扱う内容が変わってきているのに対し、建物にはどうしても動かさない壁があったり、柱があったりするもので、当初はきれいに整理していたのが、少しずつ壊れていたり、使いにくくなっているところがある。その辺は別途施設の案内板などで工夫をしているが、何か良いお考えがあれば教えていただければと思う。

- 南棟に準備室というラウンドテーブルの部屋がいくつかあるが、弁護士を何年やっても部屋が分からなくて、どうしようと思ったことが何度もあるが、どこで裁判が行われるのかという表示方法が、北棟の入ったところの表だけだと分かりにくいと思う。普通の公開法廷で行う裁判と、ラウンドテーブル

で行う弁論準備手続等という2つの裁判があって、今日はどっちなのかというのが分からないと、北棟の表だけでは普通の公開法廷しか載っていないので、それを見て法廷に行くとだれもいないというような状況もある。もちろん受付にある期日簿を見て部屋を聞けばいいのだが、東京地裁などでは、民事何部の使う部屋は何号法廷と何号準備室というふうに使う部屋が固定されている。日によって、法廷を使ったり、準備室を使ったりというのが分かれるにしても、この裁判官はこの部屋を使うというのが固定されていると、少しは分かりやすいのではないか。また、それが表示されていると、何号法廷に行ってもだめだったら、何号準備室に行けばよいというふうに、どちらかというのが分かるようにしていただければ、表示の仕方ももうちょっと工夫の余地があるかなと思う。

- 毎年この裁判官はこの部屋を使うということは決まっているのだと思うが、去年はこの部屋だったけど、今年はこの部屋というように年によって変わることはあると思われる。また、裁判官は、次回使用する準備室等の部屋の番号を弁護士に伝えている。
- 法廷等にコンピューターを持ち込んで、空いている部屋が検索できるようになってからは、次回使用するラウンドテーブルの部屋を確定したりして分かりやすくなったが、ラウンドテーブルの部屋ができた当初は、早い者勝ちということがあって、度々部屋が変わるなど分かりにくかった。
- ▲ 部屋がたくさんあると固定できるが、限られた部屋で、なるべく早く期日を入りたいということになると、確かに時々部屋の変更などがあるので、部屋の表示の仕方でも、工夫できることがあれば考えていきたいと思う。
- 今回、初めて部屋を拝見したが、まず、部屋が多すぎるのではないかと思った。ぱっと見た感じでも、全部の部屋が使われているのかと思えばそんなこともなく、どちらかというところ、空いている部屋のほうが多いかなというイメージを率直に受けた。これだけ部屋があると全く使わない部屋もあると思うが、そのような部屋があることで、分かりづらい状況になることもあるので、使わない部屋は物置にしてしまおうとか、部屋として使わないというのも、シンプルになっていいのかなと思う。
- 確かに空いている部屋はある。ただ、頻度の問題かもしれないが、その部屋

で裁判手続が入ることもある。当事者双方のスケジュール調整がなかなかうまくいかない中で次回の裁判期日を指定しているの、そのときに確実に空いている部屋がないといけないので、その辺の調整が難しいところである。

- ▲ 本日は調停手続を行っていない日なので、たまたま調停室は空いていたが、それは、簡易裁判所の裁判官も、調停をしたり裁判をしたりしているの、毎日調停をすることができない事情があるからである。また、特に調停などは30分で終わるのか1時間で終わるのか分からないという場合、調停の当事者に何度も裁判所に来てもらうことは大変なので、できるだけ1時間の枠をとっておくが、実際には30分で終わるということはよくある。

パソコンなどを使って効率よく部屋を使うと、分かりにくくなったり、非常に窮屈になったりするが、逆に部屋の数に余裕を持って作っていると、おっしゃるように非効率ではないかというところもあって、建物を設計するとき、本当は部屋が何個必要なのかということは、難しい問題である。

- 南棟の準備室のところは、待合室が2つしかなく、室内が非常に狭いので、だれか先客がいる場合は、入るのにすごくちゅうちょすることがある。待合室の数を増やすか、区切っていただくことが必要ではないかと思う。
- 今日見ていただいた時間には空いている部屋がかなりあるが、裁判所の施設として、余っているのかと言われると、おっしゃるとおり待合室が取れないぐらいである。それは、1人の裁判官が法廷だけでなく和解室も使うからであり、一時的には無駄になっているように見えるが、施設の容量としては、そんなに足りていないと思われる。

裁判所独特の仕組みであるが、二人の裁判官が一つの和解室だと民事事件を処理することができないので、一人の民事事件担当の裁判官には一つ以上の和解室が必要になる。しかし、その裁判官は年中その和解室を使っているわけではなく、法廷を使うこともあるし、逆に、法廷をやっている途中で和解の手続をすることもある。このように裁判所は小部屋の多い独特の造りになっているが、それぞれ必要があって作られている。

- 東西南北の4棟は、天井や床の高さがフラットになっているのか。
- ▲ 1階のフロアは同じ高さになっているが、2階、3階については、法廷のある北棟だけが法廷の天井が高くなっており、階高が違っているため、車いす

では、東棟・西棟から北棟に行くことはできない。階高はすぐに調整ができないので、北棟だけ専用のエレベーターを設置して対応している。

- 正面玄関のスロープは、気持ち傾斜がきついように思えたが、実際に車いすの方が自力で進むときにはどうするのか。
- ▲ スロープというのは、新しい建物を建てるときに、十分な長さをとらないと、ゆるやかな傾斜にならない。この建物のスロープは、くねくね曲がって距離をかせいでいるが、逆にそれで操作しにくかったり、傾斜が若干きつかったりするが、なかなかこれ以上スロープの角度が取れないので、何かあれば、守衛がすぐ駆け寄る態勢を執っている。
- 実際に利用された方の声を聞く場はあるのか。
- ▲ 守衛には、時々、利用者からの意見が寄せられることがある。
- 裁判所の施設に関して、利用者アンケートをしてはどうか。
- 裁判所で待ち合わせをするときは、「ラウンド法廷」とか、「何号準備室」と言ったら、絶対会えない。今どこにいるのか聞いて、「正面玄関まで行くからそこで待って」と言わないと会えない。
- 本日、御説明したのは地方裁判所と簡易裁判所だが、この建物の中には高等裁判所も入っているのだから、それでますます分かりにくくなっているものと思われる。
- 普通の人には、裁判所に1回か2回しか来ないので、裁判所のどこへ行っても初めてでよく分からないと思われる。
- 普通の人でも、何回か裁判所に来ることはあるが、何回来ても法廷の場所が分からないと言われる。普通は1回来たら、次は法廷の前で待ち合わせの約束ができるが、ここだけは何回来ても迷うので、「玄関まで迎えに来てください。」と言われる。
- 法廷のある棟だけ天井が高くなっていて、法廷棟とそれ以外の棟との階高が違うところも、分かりにくくしている。
- 一般の人からすると、裁判所は怖いイメージがあるので、裁判所の職員であることが分かるようにプレートを着用するなどして、声をかけやすいようにしてもらいたい。
- 案内板の色分けは、部署ごとではなく、よくスーパーの駐車場でやっている

ように棟ごとに色分けしたらよいと思う。また、壁にも線を引けばいいのではないか。

- 四角の建物だからこそ、コーナーで何か分かるように、壁や床の色を分けるとか、点字や音声があれば、行き過ぎたから戻ろうという発想になるのではないかと思う。

ある意味、裁判所の建物自体もバリアフリーというよりもダイバーシティ（多様性）という感覚があるといいのではないかと思う。